

通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、登下校中の子供を狙った犯罪の抑止を図るため、通学路防犯カメラを設置する自治会等に補助する市町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「通学路防犯カメラ」とは、通学路における犯罪の防止を目的として、登下校防犯プラン（平成30年6月22日 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）に基づく緊急合同点検のほか、それに準じた点検の結果、通学路防犯カメラの設置が必要と市町が認めた場所において、当該市町を管轄する警察署から適切な撮影方向、撮影範囲等についての指導・助言を受けた上で、自治会等が通学路に向けて特定の場所に継続的に設置し、及び撮影するビデオカメラをいう。
- (2) この要綱において「自治会等」とは、自治会、町内会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

この補助金の交付の対象となる経費及び補助率（額）は別表のとおりとする。ただし、以下の経費については、交付の対象としない。

- (1) 土地の取得、造成、補償等に係る経費
- (2) 消耗品の交換に係る経費
- (3) 維持管理のための電力受給、修繕、保守、清掃等に係る経費
- (4) その他、この補助金の交付目的に合致していると認められない経費

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 通学路防犯カメラの位置図（設置場所、撮影方向及び撮影範囲が分かるものをいう。以下同じ。）及び写真
 - オ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、契約書設計図書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 通学路防犯カメラの設置について、設置箇所周辺の住民の理解が得られていること。
- (6) 県が定める「プライバシー保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考に、設置の日までに通学路防犯カメラに係る運用規程が定められていること。
- (7) 市町長が補助金の交付を決定する場合においては、(1)から(6)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと、この場合においては、(1)から(6)までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と読み替えるものとする。
- (8) 市町長が補助金の交付を決定する際に条件として付した(1)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

第6 軽微な変更

第5(1)のアに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 事業量の20パーセント未満の変更
- (2) 事業費の20パーセント未満の変更

第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

- (1) 変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）
- (4) 変更後の通学路防犯カメラの位置図及び写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

第8 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第5号）
イ 事業実績書（様式第2号）
ウ 収支決算書（様式第3号）
エ 通学路防犯カメラの位置図及び写真
オ 通学路防犯カメラの運用規程
カ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のイにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到着した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して7日を経過した日まで

附 則

この要綱は、令和2年度から令和4年度までの分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度から令和7年度までの分の補助金に適用する。

別表

	補助の対象	補助率（額）
<p>自治会等が実施する通学路防犯カメラ設置事業に要する経費に対して市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>通学路防犯カメラの購入及び取付工事に要する経費（その機能を果たすためのポール、モニター、録画装置等並びに通学路防犯カメラを設置していることを周囲に知らせるための表示板等を含む。） （中部電力株式会社が提供する「みまもりポール」等、電力会社が提供する電柱を利用した街頭防犯サービスにおける、設置初年度内に要する経費を含む。）</p>	<p>市町が補助するのに要する経費の2分の1以内とし、通学路防犯カメラ1台当たり15万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

通学路防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

市町長 氏名

年度において通学路防犯カメラ設置事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

市町名						
番号	設置年月 (和暦)	設置団体名	設置場所	当該設置場 所を学区と する学校名	設置に要 する経費 (千円)	市町から の補助額 (千円)
計						

※ 設置される通学路防犯カメラについて記載すること。

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
県補助金	円	円	円	円	
市町費					
その他					
計					

2 支出の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

通学路防犯カメラ設置事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

市町長 氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた通学路防犯カメラ設置事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

市町長 氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた通学
路防犯カメラ設置事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた通学路防犯カメラ設置事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

市町長 氏名

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名